

県民意見の募集について

計画等の案の名称	林地開発行為に係る行政処分の基準及び公表に関する指針（案） 静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項
意見募集の趣旨	近年、太陽光発電施設等の無許可設置や許可条件違反が増加し、災害や環境への影響が懸念されていることから森林法が改正され、罰則強化や違反者の公表制度が導入されました。また、大規模太陽光発電施設の許可基準等が見直され、林野庁が知事に技術的助言を通知しました。 このことから、県は「林地開発行為に係る行政処分の基準及び公表に関する指針」を制定するとともに、「静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項」を改正します。 これらの案に対し、県民の皆様からの御意見を募集します。
意見の提出期間	令和8年10月1日(木)から令和8年10月31日(土)まで (郵送の場合は、当日消印有効)
意見の提出方法	郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。 なお、いただいた御意見の内容について照会させていただく場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください
意見の提出先	1 郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁東館13階） 静岡県経済産業部森林・林業局森林保全課 2 ファクシミリの場合 054-221-2829 3 電子メールの場合 shinrinhozen@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	静岡県経済産業部森林・林業局森林保全課 電話番号 054-221-2643
備考	いただいた意見に対する県の考え方は、類似する意見をまとめた上で県のホームページ等でお示しします。 意見を提出された方、お一人ひとりに回答はいたしませんので御了承ください。 パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。